

福島市固定資産税・都市計画税の共有資産に係る代表者選定基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、複数の者が所有する固定資産(以下「共有資産」という。)に係る固定資産税・都市計画税の納付の履行を請求する代表者(以下「共有代表者」という。)の選定の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(共有代表者の選定)

第2条 共有代表者の選定は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 固定資産を共有資産とする登記があったとき。
- (2) 所有権持分移転等により、共有資産の所有者の構成員(以下「共有者」という)の異動に係る登記があったとき。
- (3) その他固定資産税・都市計画税の賦課事務及び徴収事務を処理するうえで、市長が特に必要と認めるとき。

(共有代表者の選定基準)

第3条 固定資産税・都市計画税の共有代表者の選定基準については、別表のとおりとする。
ただし、同一共有が既にほかにある場合又は共有代表者申告書(第1号様式)の提出がある場合はその者とする。

(共有代表者の変更)

第4条 共有代表者の変更は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 共有代表者が死亡し、又は居所不明となったとき。
 - (2) 共有者から代表者の変更の申し出があった場合において、共有代表者変更申告書(第2号様式)の提出がなされたとき。
 - (3) その他固定資産税・都市計画税の賦課事務及び徴収事務を処理するうえで、市長が特に支障があると認めるとき。
- 2 共有代表者の変更は、申告書の提出のあった日の属する年度の翌年度より行うものとする。
- 3 共有持分のみの変更及び共有代表者以外に変更があった場合には、代表者の変更は行わないものとする。

(納税通知書の宛名)

第5条 固定資産税・都市計画税の納税通知書の宛名は、共有代表者の住所及び氏名並びに他の共有者の人数をもって表すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この基準において、選定については平成31年度より新たに課税となる固定資産税・都市計画税について適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

別 表

登記共有物件

1 物件所在地に居住する者がいる場合は、その者。ただし、居住する者が複数いる場合は、次のとおりとする。

(1) 共有持ち分の多い者

(2) 共有持ち分が同じ場合は、登記簿における権利部所有者欄に先に記載されている者

2 物件所在地に居住する者がいない場合は、次のとおりとする。

(1) 市内に居住する者がいる場合は、その者。ただし、複数いる場合は、次のとおりとする。

① 共有持ち分の多い者

② 共有持ち分が同じ場合は、登記簿における権利部所有者欄に先に記載されている者

(2) 市内に居住する者がいない場合は、次のとおりとする。

① 共有持ち分の多い者

② 共有持ち分が同じ場合は、登記簿における権利部所有者欄に先に記載されている者

未登記共有物件

1 登記物件に同一共有がある場合は、その者。

2 登記物件に同一共有がない場合で未登記の資産のみの場合は、未登記家屋所有者届出書若しくは未登記家屋所有者(納税義務者・共有者)変更届出書により届け出られた所有者。